

県土整備部関係「施設・公物設置管理の基準」に係る条例案について

1 経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（「第1次一括法」及び「第2次一括法」）の施行に伴い、関係法令が改正され、これまで省令等で定められていた道路の構造に関する基準や公営住宅の整備基準等について、条例で定めることとするものである。

2 これまでの経過及び今後の予定

- ・ 24年 9月 9月定例会県土整備委員会で骨子案を報告
パブリックコメントの実施
- ・ 24年11月 県議会11月定例会に条例案を提案
- ・ 25年 4月 条例施行

3 11月定例会に提案を予定している条例案

- ・ 徳島県都市公園条例等の一部を改正する条例（委員会資料P10）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例（委員会資料P11）

4 パブリック・コメントの結果

- ・ 実施期間平成24年9月19日（水）から10月12日（金）まで
- ・ 提出者数 1人
- ・ 提出件数 3件
- ・ 内 容 条例の規定内容に関する意見 3件

5 本県条例で定める独自基準について《3つの視点からの基準》

(1) 「安全・安心」の視点

①都市公園の設置基準

- 県及び市町村が設置する都市公園の敷地面積の標準を県民一人当たり10㎡以上とする

②公園施設の配置基準

- 震災等が発生した場合における都市公園の避難場所や災害応急対策の活動拠点等としての機能が発揮されるよう考慮すること

③公営住宅及び共同施設の整備基準

- 津波に対して安全な構造とするとともに、避難上有効な場所を確保し、かつ、当該場所までの避難上有効な経路を設けるよう考慮すること

④県道の構造の技術的基準

- 2車線の県道について、例外的に1車線に区分する場合を明文化
- 路肩の幅員を定めるに当たっては、路肩が歩行者及び自転車の通行帯になることを考慮することを明文化
- 植樹帯について、政令では都市部の幹線街路においては原則設けることとなっていたものを、必要性を考慮し設置を判断する

(2) 「ユニバーサルデザイン」の視点

①道路の構造に関する基準

- 歩道及び自転車歩行者道の横断勾配は、雨水を路面下に円滑に浸透させる構造の舗装を採用した場合には、2%標準に代えて原則1%以下とする
- 歩道又は自転車歩行者道の路面に排水施設を設ける場合には、つえ、車椅子等を使用する者の通行に支障のない構造とする

②特定公園施設の設置に関する基準

- 園路及び広場の出入口、野外劇場及び野外音楽堂の通路幅等について、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の基準を適用

(3) 「少子化対策」の視点

①公営住宅の入居収入基準

- 裁量階層における子育て世帯の対象を「小学校就学前の者がいる世帯」から「中学校卒業までの者がいる世帯」に拡大

6 その他

本県独自の基準以外の基準については、政令等で定める基準の例による。